

重要事項説明書

あなたに対する軽費老人ホーム（ケアハウス）利用提供開始にあたり、軽費老人ホーム設置運営要綱に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人慈雲福祉会
法人所在地	一宮市浅井町尾関字同者138番地
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 林 裕子
電話番号	0586-51-7333

2. 利用施設

施設名称	ケアハウスコムネックスみづほ
施設所在地	一宮市木曾川町黒田字西沼52番地
施設長名	施設長 松井 康明
電話番号	0586-86-7000
利用定員	32名

3. 施設のサービスの概要

種類	内容
食 事	管理栄養士による献立により、食事を1日3回提供します。 下記の食事時間に、1階食堂にて提供いたします。 ・朝食 7:20～8:30 ・昼食 12:00～13:00 ・夕食 17:30～18:30 衛生管理上許容可能な一定時間に限り、取り置きする事ができます。
入 浴	・各居室のユニットバスをご利用いただけます。 ・大浴場：月～金曜日の平日の所定の時間内で入浴できます。（有料） 都合により利用日の変更をすることがあります。
相 談	当施設では、入居者及びご家族からの相談については、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。又、居宅介護サービス事業等についても紹介致します。
娛 楽	当施設では、教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事等の提供に努めます。（誕生会 ・クラブ活動 ・喫茶コーナーなど）

緊急時の対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の健康管理に努めます。 ・急病等緊急事態が発生したときは、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求められます。 ・緊急の対応の要請があった時は、家族及び医療機関への連絡等必要な措置を行います。
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等を設けています。 ・当施設は消防法令に基づき、職員及び入居者が参加する消火・通報及び避難訓練を原則として年 2 回以上行います。

4. 職員の配置状況

当施設では、軽費老人ホームの職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職 員 数	備 考
1. 施設長	兼 1 名	
3. 生活相談員	1 名	
4. 介護職員	2 名	常勤 1
5. 栄養士	兼 1 名	
6. 事務員	1 名	
7. 調理員等	2 名	非常勤

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤務体制
1. 生活相談員	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
2. 介護職員	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

※ 夜間及び深夜の時間帯は、宿直勤務者を 1 名配置しています。

5. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	ケアハウスコムネックスみづほ
施設サービスの種類	軽費老人ホームケアハウス

措 置 の 概 要

1 入居者からの相談又は苦情等に対する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。又、担当者が不在の時は、基本的事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いで処理する。

《電話番号》 0586-86-7000 《FAX》 0586-86-7001

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情があった場合は、ただちに相談担当者が相手方に連絡をとり、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者から事情を確認する。
- ・相談担当者が、理事長補佐まで含めて検討会議を行う。（理事長補佐は管理者が就任している。）
- ・困難な苦情・要望等が寄せられた場合、サービス提供者のみで処理できない時は、「あいち福祉オンブズマン」に相談するなど、誠意をもって迅速に処理に当たり、利用者が本位のサービス向上を目指す。
- ・また、福祉サービス利用者に「あいち福祉オンブズマン」のPRをし、サービス利用者が「オンブズマン」を利用することにより、施設や地域の福祉サービスの質的な向上を図る。

3 その他

普段から苦情が出ないようサービス提供を心掛けている。また、毎日朝礼等で確認し、職員に対し研修を実施するなど、質の高いサービスを提供する。

6. 苦情の申立先

当施設の利用相談室	窓口担当者	生活相談員
	利用時間	毎週 月曜日 ～ 金曜日 8:30 ～ 17:00
	利用方法	電話 0586-86-7000 面接 当施設等 苦情箱 玄関に設置

10. 居室の明け渡し及び原状回復について

1 居室の明け渡しについて、各人の所有物は、全て引き取って頂きます。

原状回復の範囲等は次項記載のとおりと致します。

2 契約書第20条中（原状回復）に規定する事項は次のとおりとする。

(1) 内装修繕工事費用

1室 231,000円（消費税を含む）

（居室内のクロス貼り替え及び床貼り替え費用、及び消毒クリーニング費用）

ただし、上記の費用は経済状況等により価格が変動する場合は、変更するものとする。

(2) その他必要な修復箇所

別紙（退去時修復項目チェックリスト）参照。

11. 身体拘束について

身体拘束について 事業者は、原則として入居者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入居者本人又は他者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入居者に対して説明及び同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、入居者本人または他者の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
非代替性	身体拘束以外に、入居者本人または他者の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
一時性	入居者本人または他者の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、軽費老人ホームケアハウスコムネックスみづほ利用開始に同意致しました。

令和 年 月 日

説明担当者

Ⓜ

入居者氏名

Ⓜ

身元保証人

Ⓜ

(別紙1)

職員が入居者個人に対して行う特別サービス費は以下の通りとし、有料となります。
(サービス提供時間 10:00～15:00)

①緊急時移送サービス

※サービス内容 救急車要請までではないが、受診が必要であると施設長が判断し、かつ、ご家族や外部のサービス利用の手配がない場合、ご希望により施設から医療機関の玄関まで搬送します。

※料金 ①木曾川町内の病院受診(片道) 1,650円(税込)
②木曾川町外の病院受診(片道) 3,960円(税込)

②緊急移送時付添いサービス

※サービス内容 救急車による搬送時(時間帯問わず)、及び、緊急時移送サービスにおいて、必要に応じて医療機関へ施設職員が付き添います。

※料金 30分あたり1,320円(税込)

*時間計算は、職員が施設を出発してから帰設するまでの時間とします。

③軽易な家事サービス

※サービス内容 居室内における電球の取替えや修理等軽易な家事代行を、ご希望によりお手伝いします。
(ご依頼内容によってはご希望に沿えない場合もあります。)

※料金 15分あたり440円(税込)

材料を伴う場合は別途材料費をご負担ください。

*時間計算は、作業に要した時間とします。

～入居者心得第8条(2)(カ)より抜粋～

別表Ⅱ-1 軽費老人ホーム（ケアハウス）

対象収入による階層区分		本人からの費用徴収額（月額）
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000 円
3	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000 円
4	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000 円
5	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,000 円
6	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,000 円
7	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,000 円
8	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,000 円
9	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,000 円
1 0	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,000 円
1 1	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	50,000 円
1 2	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	57,000 円
1 3	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	64,000 円
1 4	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円	71,000 円
1 5	2,800,001 円 ～ 2,900,000 円	78,000 円
1 6	2,900,001 円 ～ 3,000,000 円	85,000 円
1 7	3,000,001 円 ～ 3,100,000 円	92,000 円
1 8	3,100,001 円以上	全額

(注 1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注 2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124004 号）の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成 18 年 1 月 24 日老計発第 0124001 号）の第 2 の 1 の (1) 「前年」の対象収入の取扱い、(3) 「収入として認定するものの取扱い」、(4) 「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注 3) 本人からの徴収額（月額）は上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額（月額）とする。

(注 4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 150 万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれ

れの費用徴収額については、上記表の額から 30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100 円未満の端数は切り捨てとする。

(注 5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。